

令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策
テレワーク導入推進支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の第二波の流行を想定し、労働者（特に妊娠中の女性労働者や疾病を抱える労働者等）の感染予防と社会経済活動の両立を図ることを目的に、テレワークを導入する事業主に対して愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。但し、交付は1事業主1回までに限る。

- (1) 愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業事業主（厚生労働省の働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）（以下「国テレワーク助成金」）又は（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（以下「国コロナテレワーク助成金」）（以下併せて「国テレワーク助成金等」という。）の規定による。）であること。
- (2) 本要綱の施行日以降、国テレワーク助成金等に交付申請し、国テレワーク助成金等交付要綱第14条に規定する「働き方改革推進支援助成金支給決定通知書」による支給決定を厚生労働大臣から受けた事業主であること。
- (3) 国コロナテレワーク助成金については、補助金の交付決定から1か月以上の評価期間を定め、評価期間に1回以上、対象労働者の全員にテレワークを実施させ、テレワークを実施した回数の週間平均を1回以上達成した事業主であること。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、本要綱の施行日から令和3年3月1日までとする。

(対象経費等)

第4条 交付する補助金の区分、内容、対象経費及び交付額は、次のとおりとする。

区分	内容	対象経費	交付額
国テレワーク助成金等の支援対象事業に対する補助	①テレワーク用通信機器の導入運用 ②就業規則・労使協定等の作成・変更 ③労務管理担当者に対する研修 ④労働者に対する研	謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	国テレワーク助成金の支給決定額の6分の1（上限500千円）又は 国コロナテレワーク助成金の支

	修、周知啓発 ⑤外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング		給決定額の2分の1（上限500千円）
国テレワーク助成金等の支援対象外事業に対する補助	⑥通信機器レンタル料（国テレワーク助成金に限る。） ⑦国テレワーク助成金等の申請書類作成等に係る経費	謝金、旅費、役務費、印刷製本費、賃借料	対象経費合計額の2分の1（上限100千円）

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）

は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 国テレワーク助成金等の交付決定通知書の写し。
- (2) 国テレワーク助成金等の交付決定に係る国への提出書類の写し。
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類。

2 交付申請者は、前項の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、適当と認められるときは交付の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

（交付決定内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、事業変更申請書（様式第2号）に次に掲げる必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 国テレワーク助成金等の事業実施計画変更申請書の写し。
- (2) 国テレワーク助成金等の事業実施計画の変更に係る国への提出書類の写し。

(3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類。

2 知事は、前項の変更について、補助金の交付決定額に変更が生じるときは速やかに補助事業者へ通知するものとする。

この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、これを変更することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 国テレワーク助成金等の交付決定が取り消された場合。

(2) 本要綱に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他補助事業の実施について不正の行為があったとき。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、知事から報告を求められた場合には、遂行状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、国テレワーク助成金等の支給決定通知書を受領後、令和3年3月15日までに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 国テレワーク助成金等の支給決定通知書の写し。

(2) 国テレワーク助成金等の支給決定に係る国への提出書類の写し。

(3) 通信機器等のレンタルに関する証拠書類（領収書の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し等（国テレワーク助成金に限る。））。

(4) 国テレワーク助成金等の申請書類作成等に係る経費に関する証拠書類（社会保険労務士等との契約書の写し、請求書の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し等）。

(5) 前各号のほか、知事が必要と認める書類。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減

額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税額等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第7号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(調整)

第15条 補助事業者が、同一年度に、同一の措置内容に対して、地方公共団体から他の補助金の交付を受けている場合には、補助金の交付を受けることはできない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、当該収入及び支出についての帳簿及び証拠書類を整備し、保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管は、事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第22条第4項に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第19条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行する。